

年金生活者支援給付金の簡易な請求書（はがき型）に関するQ & A

Q 1 簡易な給付金請求書（ターンアラウンド）の書き方が分かりません。

A 1 リーフレットの記入方法を参照して記入してください。

■ 記入例

① 下記㉠～㉡をすべてご記入ください。

㉠ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。

㉡ 記入した日を書いてください。

㉢ 日中通じる電話番号を書いてください。

② 同封の目隠しシールを、㉠㉡㉢の面を覆うように貼ってください。

③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

Q 2 給付金請求書（白紙）の書き方が分かりません。

A 2 給付金請求書（白紙）の①～⑤を全て記入してください。

年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号																			
②氏名	フリガナ																		
	氏											名							
③生年月日	1. 明治 5. 昭和 9. 令和	3. 大正 7. 平成					年					月					日		
④住所	〒	-																	
	電話番号	()																	
⑤届出年月日	令和 年 月 日																		

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

Q 3 給付金請求書はいつ送られますか？

A 3 該当される方へ令和 3 年 8 月 31 日から順次、発送しております。
年金生活者支援給付金請求書がお手元に届かない場合は、大変お手数ですが、
給付金専用ダイヤル、又はお近くの年金事務所までご相談ください。

**Q 4 日本年金機構から年金生活者支援給付金の封筒が届いたのですが、これは何
ですか？**

A 4 一定の基準を満たした年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せし
て支給される年金生活者支援給付金を受けることができる方へ、年金生活者支
援給付金請求書を送付しています。

手続きは、同封されているハガキにお名前等を記入していただき、切手を貼
ってポストに投函していただくのみの簡単な手続きですので、お早目の手続き
をお願いします。

Q 5 年金生活者支援給付金の支給金額はいつわかりますか？

A 5 年金生活者支援給付金の請求手続きをしていただくと、日本年金機構から審
査結果の通知が届きます。審査の結果、年金生活者支援給付金の支給対象とな
る方には、通知書の中に支給金額を記載しますので、ご確認ください。

Q 6 年金と一緒に振り込まれるのですか？

A 6 年金と同じ口座、同じ日に、年金とは別に振り込みます。(通帳には 2 つの
振り込みが記載されることとなります。)

Q 7 今後、毎年請求手続きが必要になるのでしょうか？

A 7 給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以
降のお手続きは原則不要です。

ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、一度給付金を受け取れな
くなった方が、その後、再び支給要件を満たしたことにより給付金の支給を受
けようとする場合は、あらためて認定請求の手続きが必要となります。

※年金生活者支援給付金については、市町村から提供される前年の所得情報等
に基づき、毎年度、支給要件に該当しているかどうか判定し、支給決定を行
っています。令和 3 年度の支給判定の結果は、令和 3 年 10 月分（令和 3 年
12 月支払分）から令和 4 年 9 月分（令和 4 年 10 月支払分）まで反映されま
す。令和 4 年度以降も、各年度の支給判定の結果は、10 月分（12 月支払分）
から翌年 9 月分（翌年 10 月支払分）まで反映されることとなります。

Q 8 すでに死亡している家族のもとに請求書が届きました。どういふことですか。

A 8 ご迷惑をお掛けして申し訳ありません。

年金生活者支援給付金請求書を作成した後に、死亡届をご提出いただいた場合は日本年金機構の記録管理上、データが反映するまでに時間がかかる場合があります、請求書をお送りしてしまうことがあります。お手元に届きました請求書は、お手数ですが破棄していただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q 9 手続きが遅れると給付金はもらえなくなりますか？

A 9 ハガキにある提出期限を過ぎても手続きは可能です。ご事情があつて手続きが遅れた場合でも、令和4年1月4日までに請求書が届くように提出いただければ令和3年10月分からお支払いできますので、できるだけすみやかにご提出ください。

令和4年1月4日までに請求書が届くように提出いただけなかった場合は、日本年金機構で請求書を受け付けた月の翌月分からのお支払いとなりますので、ご注意ください。